

# 大田区版重層的支援体制整備事業における3つの支援構築イメージ

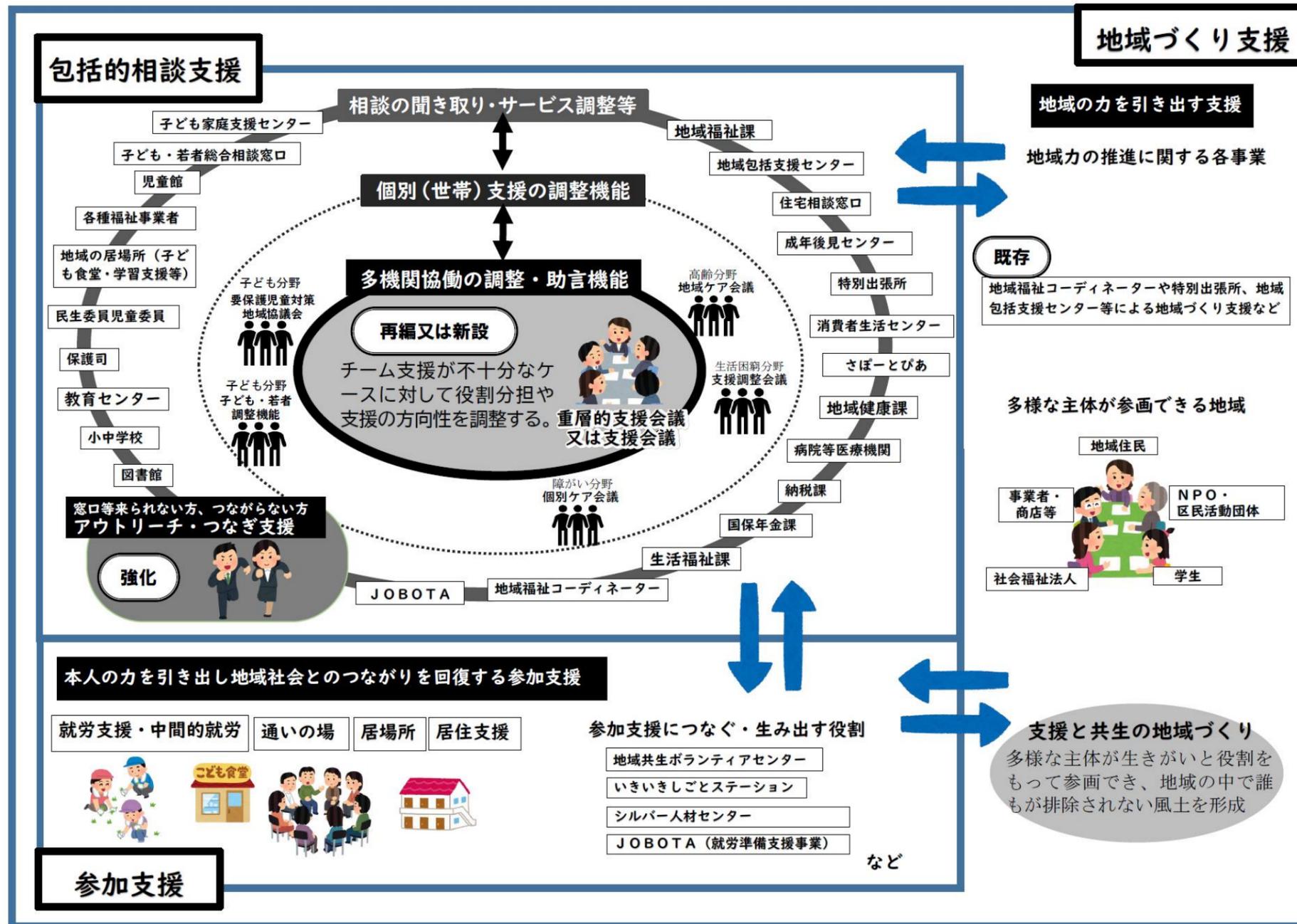
## 国の考え方

令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、区市町村は地域共生社会の実現に努めることとされた。

## 区の進め方

- これまで区が推進してきた地域力を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組みを「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、区全体で包括的に支援する体制に再整理する。
- 区と大田区社会福祉協議会が中心となって、重層的支援（3つの支援）の体制構築を進めていく。

（生活困窮、8050問題、DV・虐待、ヤングケアラー、不登校などの要因が個人・世帯で複合化）  
 地域で孤立している区民や複合的な課題を抱えている区民等



## 重層的(3つの支援)支援体制

### 包括的相談支援

- 属性や世代を問わない相談を受けとめる体制を整備する。
- 各分野での対応力を強化したうえで、多機関の協働を調整する機関を創設する。
- 本人との関係づくりに特化したアウトリーチ支援を強化・拡充する。

### 参加支援

- 既存の支援では対応できない狭間のニーズに、就労の場、社会参加の場等を地域に生み出す。
- 社会や地域に参画できるように本人ニーズに合わせた資源とのマッチングやコーディネートをする。

### 地域づくり支援

- 個別支援での課題を地域で共有し、地域課題として、包括的に支援できるネットワークを構築する。
- 地域課題の解決に、地域住民をはじめ、社会福祉法人、NPO 区民活動団体、企業など多様な主体が参画できる場をつくり、参加支援における地域資源の開発につなげる。